

香川県職員の職の設置に関する規則及び香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

香川県職員の職の設置に関する規則及び香川県行政組織規則の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(16) 略 <u>(17)～(36)</u> 略 出先機関 略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(16) 略 <u>(17) 組合検査主幹</u> <u>(18)～(37)</u> 略 出先機関 略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職) 第12条 略 2～6 略 7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、 <u>会計検査主幹</u> 、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、 <u>専門補佐</u> 、副主任、専門副主幹、 <u>主席専門指導員</u> 、 <u>主席指導員</u> 、 <u>専門検査員</u> 、主任及び主任専門指導員を置くことができる。 8・9 略 (職務)	(職) 第12条 略 2～6 略 7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、 <u>組合検査主幹</u> 、 <u>会計検査主幹</u> 、 <u>検査主幹</u> 、 <u>主幹</u> 、 <u>専門監</u> 、 <u>所長</u> 、 <u>課長補佐</u> 、 <u>室長補佐</u> 、 <u>専門補佐</u> 、 <u>副主任</u> 、 <u>専門副主幹</u> 、 <u>主席専門指導員</u> 、 <u>主席指導員</u> 、 <u>専門検査員</u> 、主任及び主任専門指導員を置くことができる。 8・9 略 (職務)

第13条 略

2～11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

第13条 略

2～11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。